



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

内閣総理大臣 菅 義偉 様
内閣官房長官 加藤勝信 様
文部科学大臣 萩生田光一様

故中曽根康弘元首相の内閣・自民党「合同葬儀」に抗議します

わたしたちは、キリスト教信仰に立ちつつ、日本をはじめ、いのちと自由、そして平等を尊重し、和解と平和の実現のために祈り、働くものであります。

去る 10 月 17 日、東京都内のホテルにて、故中曽根康弘元首相の「合同葬儀」が内閣と自民党の主催で挙行されました。この葬儀のために 9600 万円もの国費が支出されました。加藤勝信内閣官房長官は、去る 9 月 28 日の記者会見で、「元総理の功績、過去の先例などを総合的に勘案して執り行うことにした」と述べました。しかしその後、10 月 2 日付で、加藤官房長官は、萩生田光一文科相に、「教育委員会を始めとした関係機関等への協力の要望」という趣旨で、具体的には、弔旗、ないしは半旗の掲揚、そして当日午後 2 時 10 分からの黙とうという方式を指導する、この度の合同葬儀の「弔意表明」に関する通知を発出しました。

萩生田文科相はそれに従い、10 月 13 日付で、文科省事務次官を通して全国の国立大学、および各都道府県の教育委員会などに「弔意表明」通知を発出しました。

わたしたちは、以下の理由でこのことに強く抗議いたします

1. 「過去の先例」にならうとされた内閣総理大臣経験者の合同葬儀は、明治期にまでさかのぼり、その発端は政治的性格が強く、1926 年に「国葬令」として制度化されましたが、戦後、1947 年にその制度は廃止されました。いかに大きな政治的功労があろうとも、今や、国家の莫大な費用を費やし国葬的性格を免れない合同葬儀を、特定の政治的立場をもって働いた政治指導者について挙行することは、時代にそぐわないことと考えられます。
1. この度、内閣官房長官からの指示を受け、文科省が国立大学という教育施設と教育機関に「弔意表明」通知を発出したことは、去る 10 月 15 日の記者会見で、加藤官房長官は「強制ではない」と釈明しておられるが、実質的な政治的影響力を否定できません。従って、そのような「弔意表明」通知は、教育基本法第 14 条の謳う、政治からの教育の独立性に抵触します。さらに、各国立大学では、それぞれ独自の創立理念に基づく固有の教育姿勢が守られてきていますが、ある特定の政治家についての弔意表明を、政府機関



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

- から政治的影響力を保有する「通知」によって促すことは、「学問の自由」を謳う日本国憲法第 15 条に保障された、その大学の教育権を実質的に侵害するものと考えられます。
1. さらに、政府機関から教育の施設と機関に弔意を、「黙とう」をもって表明することを促す通知がなされることは、重大な問題をはらんでいます。日本社会において「黙とう」は死者を供養し、死者の魂を慰める「慰霊」の意味を含む場合が多く、明らかな宗教的行為であり、それを公教育の場で行わせることは、「死者を供養する」という宗教的な儀式を一律に生徒に課すこととなる危険性をはらみます。すなわち、この度の「弔意表明」通知は、日本国憲法第 19 条の個人の「思想及び良心の自由」、すなわち内心の自由と、第 20 条の「信教の自由」を侵害する危険性をはらんでいます。

故中曾根康弘元首相の過去の数多くの業績が知られています。しかし、その新自由主義政策による制度改革についての評価は議論の分かれるところでもあります。とりわけ東北アジアにおける和解と平和を求め、旧日本軍「慰安婦」問題への歴史責任について重く受け止めるわたしたちは、かつての戦争期に、故中曾根康弘氏が旧日本軍「慰安婦」制度の構築に深く関係していた歴史的事実を考慮するとき、中曾根元首相の合同葬儀に国家がそのように深く関与することに対して、旧日本軍「慰安婦」制度の犠牲を受けた近隣諸国の人々の心情を察し、心を痛めずにおれません。

以上の理由と、歴史的考察から、わたしたちはこの度の故中曾根元首相の合同葬儀の在り方とそれめぐり内閣、および文部科学省の一連の措置について、強く遺憾の意と抗議を表明するものであります。

2020 年 10 月 20 日

日本キリスト教協議会

総幹事 金性済

都市農村宣教委員会委員長 原田光雄

靖国問題委員会委員長 星出卓也

在日外国人の人権問題委員会委員長 李明生

東アジアの和解と平和委員会委員長 飯塚拓也

教育部総主事 比企敦子